令和4年度第2回みきっ子未来応援協議会 議事録

【出席者】

<委員15名>【会長】 百瀬和夫

※敬称略 【副 会 長】 吉川敬二

【委員】 又吉健二、降松俊基、益田俊幸、来住哲州

岩﨑 恵、大田直樹、計倉哲也、浅和直子 神吉知子、田中啓規、大田亜由美、土出麻美

大森奈津子

【教育総務部】 本岡忠明(部長)

[生涯学習課] 河端 康(課長)

【教育振興部】 横田浩一(部長)

[学校教育課] 田中智美(課長) [教育・保育課] 仲谷 淳(課長)

伊原幸代(課長補佐)

「教育センター」 橋本泰一(所長)

【市民生活部】 安福昇治(部長)

「人権推進課」 平井隆禎(課長)

「子どもいじめ防止センター」 平田美香(所長)

【健康福祉部】 井上典子(部長兼福祉事務所長)

「障害福祉課」 山本容子(課長)

[健康增進課] 後藤洋子(課長)

[子育て支援課] 中西 進(課長)

近藤美紀(副課長)

藤田恵子 (係長)

大石恵子 (係長)

赤松聡美 (主任)

冨岡憲登(主事)

岡本幸子(主事)

1 開会

2 市長あいさつ

皆さん、こんばんは。

この会議は、子ども・子育て支援法に基づく法定会議に位置付けられており、三木市の

将来を担う子ども達に関する施策を検討・協議する重要な会議です。

4月から子育て支援につきましては、こども基本法の施行またはこども家庭庁の発足が 国で進められています。

皆様方におかれましては、色々なご意見またはご要望をお聞かせいただければと思いま す。本日はよろしくお願いいたします。

3 会長あいさつ

皆さん、こんばんは。

本日の会議では、第二期三木市子ども・子育て支援事業計画と中間年の見直し、今後の 三木市の子育で施策についての諮問があります。さらに、第二期の三木市子ども・子育て 支援事業計画の中間年についての説明と部会の開催状況についての説明もあります。

委員の皆様におかれましては、活発なご意見をよろしくお願いいたします。

4 諮問

5 議事

(1) 第二期三木市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

事務局(教育・保育課)

それでは、【資料1】をご覧ください。

第二期三木市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについてご説明します。まず、2ページの第5章 事業実施の見込みと確保方策の1.子どもの人口見込みになります。今後の住宅開発や転入・転出の動向を考慮して、本計画期間中の子どもの人口を予測しました。就学前、小学生ともに年々減少が予想され、令和6年度の推測児童数は、就学前児童で2,582人、小学生児童で3,328人、合計で5,910人となっています。

下の就学前人口と小学生人口の推計の表の変更前が今現在の計画、変更後が中間年の見直しの数字になっています。特に令和5年度の変更後の2歳376人、令和6年度の3歳385人については、他の年度と比べて極端に数字が減っています。要因としては、新型コロナウイルスの影響により令和3年度に出生した人数が少なかったことが影響していると考えられます。しかし、その後は50人程度増えるなど人口は盛り返しています。

続いて、3ページをご覧ください。3. 就学前教育・保育の見込みと受け入れ施設の確保についてご説明します。

まず、(1) 1号認定になります。 $3\sim5$ 歳で保育の必要性がない認定区分です。令和4年4月1日現在は、市内の幼稚園4か所、認定こども園14か所で実施されています。1号認定の量の見込みについては、第1園区、第3園区の見込みで微増していますが、当初の計画通りに利用が減少する見込みとなっています。現状の施設整備と定員数で今後も対応していきたいと考えています。

続いて、4ページの(2)2号認定になります。 $3\sim5$ 歳で保育の必要性がある認定区分です。市内の保育所1か所、認定こども園14か所で実施しています。2号認定の量の見込みについては、第2園区の利用が増加する傾向にあります。現状の施設整備と定員数

で対応できると見込んでいます。

続いて、(3) 3号認定になります。 $0\sim2$ 歳で保育の必要性がある認定区分です。市内の保育所1か所、認定こども園14か所、小規模保育事業所6か所、事業所内保育事業所1か所で実施しています。5ページの上段に3号認定0歳児の量の見込み、下段に3号認定1、2歳児の見込みを書いています。4月当初の見込み数は、現在の受入人数で賄えていますが、例年 $0\sim2$ 歳児は途中入所により年度内で就園児童数が増加する傾向にあり、3月末には、就園を希望する児童数が受入人数を超える見込みになっています。また、推計児童数が減少していても低年齢から就園を希望する児童数が年々増加していくことから可能な施設で定員数を加増し対応したいと考えています。

事務局(子育て支援課)

続いて、7 ページの4. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策についてご説明します。(2) 地域子育て支援拠点事業です。第二期計画の地域子育て支援拠点事業の利用人数の見込みは、直近3か年のうち一番高い利用率と人口推計から算出しています。また、就学前利用人数は、主な利用が保育所等を利用していない0~2歳であることを考慮して算出しています。中間見直しについては、新型コロナウイルスの影響もあり、利用者数の減少に加え、1 人当たりの利用回数も減少しており、令和2年度以降は計画見込み量と実績が乖離しています。令和2、3年度ともに就学前の利用者は見込みの6割、小学生は見込みの2~3割にとどまっており、中間計画の見直しを行いました。今回の見直しは、直近3か年ではなく、現在の利用傾向に近い令和3年度の利用率をもとに量の見込みを算出しています。量の見込みはマイナスとはなっていますが、利用水準が元に戻った場合に施設の利用ができない、行事に参加できないというものではありません。

事務局(教育・保育課)

続いて、(8) 一時預かり事業です。認定こども園等において、在園 1 号認定児童を通常の教育時間を超えて預かったり、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について一時的に預かりを行う事業になります。①認定こども園等における在園児を対象とした一時預かりの量の見込みについては数字に差がありますが、直近 3 か年の利用率の動向と 1 号認定者数の見込みから算出しています。続いて、8ページの②その他の一時預かりの量の見込みについては減っていますが、直近 3 か年の利用率の動向と推計人口から算出しています。

事務局 (子育て支援課)

続いて、②その他の一時預かりの量の見込みの児童センター等での一時預かりについてご説明します。児童センターの一時預かりは、令和2年度に週2日から週3日、定員6名から8名に拡充後は利用者が増加していましたが、令和4年度は計画値に近い利用者数で推移しており、中間計画の見直しは行っていません。また、今年度より吉川児童館でも週1回、一時預かりを実施しています。開始直後はあまり利用がありませんでしたが、徐々に増加しています。児童センター、吉川児童館ともに定員には余裕がある状態です。

続いて、(9) 延長保育事業です。保育認定を受けた子どもについて、利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。令和4年4月1日現在、市内の保育所1か所、認定こども園14か所、小規模保育事業所5か所で実施しています。延長保育事業の量の見込みについては、変更前、変更後ともに直近3か年の利用率等で算出しています。

続いて、(11) 放課後児童健全育成(アフタースクール)事業です。保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業になります。市内の小学校区を対象に13事業所で事業を展開しています。放課後児童健全育成事業の量の見込みについては、9ページの表の通りです。直近3か年の利用率の動向と推計人口を基に算出しています。

(2) 各部会からの報告について

説明 就学前教育,保育部会

事務局(教育・保育課)

それでは、【資料2】の1ページをご覧ください。

令和4年12月22日に就学前教育・保育部会を開催しました。議題については、1. 幼保一体化計画の見直し後の実績について、2. 幼稚園預かり保育の実績報告について協議をしました。主な意見は、資料の通りです。志染保育所の3号認定児定員増については、幼保一体化計画で受入人数を令和6年度に増やすことを決めており、実施の方向で準備を進めているところです。

説明 子育て環境部会

部会長

続いて、【資料2】の3ページをご覧ください。

議題は、(1) 三木市の子育て施策の情報発信について(2) 多胎児世帯・多子世帯支援についてです。まず、(1) 三木市の子育て施策の情報発信についてになります。市民の方から子育て支援施策について近隣市町の方が優れているという意見をよくいただくことに対して、市のアピール方法がよくないのではないかと考え、今後の情報発信の方法について話し合いをしました。主な意見として、子育て応援Naviのページに子どもの写真を載せるなどより子育て感を出し、見て楽しいページにできないかという意見がありました。その他、ツイッターやインスタグラム等のSNSの使い方についてやキャッチフレーズ等の意見もありました。

続いて、(2) 多胎児世帯・多子世帯支援についてです。議会において多子世帯支援の現状と支援メニューの充実について質問があり、また、多胎児の保護者の方から現状と支援の充実を求める声を直接聞くことがありました。意見としては、多胎児の場合、障がいのあるお子さんが生まれることが一般的な出産より高くなる傾向がある中で、障がいのあるお子さんだけでなく兄弟の支援も必要になるという意見や、育児ファミサポを在宅中に利用できるようにしてはどうかという意見もありました。

部会長

それでは、【資料2】の5ページをご覧ください。

要保護児童部会を令和4年11月2日に開催しました。議事の内容としては、令和3年度の三木市の要保護児童の現状及び令和4年度要保護児童部会取組状況について、関係機関の連絡調整について情報交換を行いました。詳細については、後ほど資料をお読みください。報告事項では、要保護児童の現状、相談件数、三木市要保護児童対策地域協議会の開催状況について報告がありました。取組としては、児童虐待防止ネットワーク(オレンジネットワーク)事業が実施されました。関係機関との連携強化や児童虐待の予防等、早期発見を目的として市内の保育園、小学校、中学校等を訪問し、要支援児童等の情報共有を行っています。また、その中で令和4年度はヤングケアラーについても情報提供、情報共有を行い支援につながるように取り組んでいます。次に、関係機関の連絡調整では、市における要保護児童への支援体制、兵庫県加東こども家庭センターの相談状況などについて説明がありました。また、関係機関の代表者の意見交換が行われました。要保護児童部会においては、今後も児童虐待の早期発見、早期解決に向けた関係機関との情報交換、連携強化に取り組んでいきます。

意見

【資料2】4ページの子育て環境部会後の展開についての多胎児・多子世帯支援が素晴らしいと思いました。児童センターの一時預かりに以前よく行っていた時に、双子の利用者が非常に多かったです。その方たちは、料金が倍になることを分かっていても頻繁に利用していたということは、それだけ子育てがしんどかったんだろうと思います。多胎児・多子世帯のご家庭でも住みやすい三木市だとアピールしてもいいと思います。検討中ではなく来年から実施でお願いしたいです。

質問

【資料1】2ページの子どもの人口の見込みについて、まず、「平成27年度から令和元年度の住民基本台帳人口に基づき…」とありますが、どこのデータを利用されていますか。業者に依頼して算出しているのか、それとも市職員が算出しているのか教えてください。二つ目に「今後の住宅開発や…」とありますが、推計人口にどこまで加味されていますか。三つ目に、最近、無園児のことが話題になっていますが、市としてどのくらい把握しているのか教えてください。

説明

事務局(教育・保育課)

まず、子どもの人口の見込みについては、市の住民基本台帳に基づき、ジャパン総研という業者にお願いして見直しをかけてもらっています。直近では、令和4年4月に人口推計の見直しを行いましたので、令和5・6年度の変更後の数値については最新のものになっています。

人口統計の内容については、単なる子どもの人数だけでなく、子どもを出産する母親世 代がどの地域にどのくらい住んでいるかや市内のどの地域で住宅開発され、どの程度進ん でいるかということを市から情報提供し、業者が独自で分析しています。 無園児については、教育・保育課で把握している就園児を人口から差し引いた数が就園していない子どもの数になります。3歳以上は就学を控えているため、できるだけ定員を確保して入所等を進めています。3・4歳児の保護者の方の中には、家の意向でまだ就園しないと思っている方もいますが、5歳児になっても就園していないお子さんについては、子育て支援課や教育センターと把握し、連携しながら働きかけを行っています。最近では、来年度5歳児になるお子さんで、療育施設のみで園に通っていないお子さんがいることが分かりましたので、保護者の方にアプローチを取り、就園へつなげるように取り組んでいます。

意見

その説明を資料の表の下に注釈として入れていただければ、読む人の理解がより深まる と思いました。

6 報告

(1) 子ども食堂の現状について

事務局 (子育て支援課)

それでは、【資料3】をご覧ください。

市内の子ども食堂についてご報告します。近年、核家族化の進行、共働き家庭の増加な どにより、子どもが家族不在の食卓で1人で食事をする孤食の問題やヤングケアラーなど 家庭の困りごとが表面化されず、地域で孤立することが危惧されています。そのような中、 子ども食堂は、世代を超えた地域住民の交流の場となり、交流の中で少しでも悩みごとを 話すことができ、そこから必要なサービスにつながっていくことが期待され、市として取 り組みへの支援に力を入れているところです。今年度は、吉川地区、別所地区に新たに開 設され、現在市内には5か所の子ども食堂があります。運営の内容については、資料の通 りです。令和5年度の事業内容については、資料の下段に記載の通りです。一つ目として、 新規開設に向け、特に未開設の地区の情報収集を行うとともに、兵庫県の子ども食堂の立 ち上げ補助や県・国等の情報提供、企業・個人からの寄付の仲介などを継続して行ってい きます。二つ目に、子ども食堂運営団体のネットワークの立ち上げについて、社会福祉協 議会や運営団体などと検討し、情報交換の場を設けたいと考えています。三つ目に、子ど も食堂を支援していただける個人・企業の募集、四つ目に、学生ボランティアによる宿題 等の学習支援など新たな展開にも取り組んでいきたいと考えています。今後も子どもが安 心して過ごせる居場所となる子ども食堂が全市的に広がり、子どもを地域社会全体で支え る仕組みづくりを促進していきたいと考えています。

(2) 国の動向や法令について

事務局(子育て支援課)

それでは、報告の(2)国の動向や法令についてご説明します。資料については、資料4-1、②、③になります。後ほどご覧ください。

令和5年4月1日から、こども家庭庁の発足、こども基本法の施行、令和6年4月には 改正児童福祉法の施行が予定されています。まず、こども家庭庁については、常に子ども の最善の利益を第1に子どもの視点で子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れた施策

を実施するための司令塔だと国で言われています。こども家庭庁の発足と同時にこども基 本法という法律も施行されます。日本は1994年に子どもの権利条約に同調したものの、 当時は児童福祉法や母子保健法という法律があり、子どもたちは十分に守られているとい う解釈で新しい法整備をしてこなかった背景があります。そのため、子どもの権利条約の 認知度は広がらず、どのような政策においても子どもが主体にならなかった反省のもと、 新しくこども基本法という法律が施行されます。それを踏まえ、児童虐待やヤングケアラ 一、子どもの貧困、学校や部活動でのいじめや個性・多様性になじまないような校則、教 育格差など子どもたちや保護者が直面している問題に対して大人になるまで、きめ細やか で切れ目のない支援を行っていこうというものです。令和6年4月には、改正児童福祉法 が施行される予定となっています。この中では、児童虐待への対応の強化が打ち出されて います。現在、子育て支援課に児童虐待の対応を行う家庭支援係と健康増進課に妊娠期か ら出産後の健診など母子支援の相談にあたっている母子保健係があります。この2つの係 の連携強化により虐待の防止、早期発見、保護者への支援をしていこうと考えています。 国の動向や法律の整備を踏まえ、市においても今後の施策の展開を考えていくことになり ます。また、第二期三木市子ども・子育て支援事業計画の計画期間が令和6年度末で終了 することになっています。令和7年度からの第三期計画は、令和5年度からすでに動き出 すことになっていますので、委員の皆様方におかれましては、各お立場から今後もご意見 をいただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

質問

資料4-③の改正の概要の中で、児童発達支援センターの役割の明確化や一元化が記載されていますが、子育て支援の一つとしてのお考えや今後の見通し等があれば教えてください。

説明 事務局(障害福祉課)

現在、第六期三木市障害福祉計画と第二期三木市障害児福祉計画が策定されています。 その計画の中で児童発達支援センターの設置についてうたっています。今現在、障害福祉 課で令和5年度末までに1か所設置できるように事業を進めているところです。

説明 事務局(子育て支援課)

現在、児童福祉法を改正するにあたり、全国各地で実証実験のような事業に取り組んでいる自治体があります。その結果をもとに今後、自治体の説明会が予定されると思いますので、新しい情報が入りましたら協議会の場で改めてご報告させていただきます。

質問

【資料2】の5ページの要保護児童部会のヤングケアラーの取組についてです。学校では、いじめに関する話はよく聞きますが、ヤングケアラーについての話はあまり聞いたことがありません。子どもたちはヤングケアラーだと言われないと自分がヤングケアラーだと気付きにくいと思います。市として、そういう自覚がない子どもたちへの支援をどのようにしているか教えてください。

説明

まず、自分が置かれている状況をヤングケアラーと認識できていない子どもたちが潜在 的に市内のいたるところに隠れていることが問題だと思っています。市では、児童虐待防 止ネットワーク (オレンジネットワーク) 事業として、子育て支援課の職員が年度当初5・ 6月を中心に中学校までの全施設を巡回しています。その中で、特に小中学校においては、 ヤングケアラーの情報を今年度から積極的に収集をし始めています。昨年度までは3世帯 程度という件数でしたが、今年度に情報収集をした結果、20世帯28人という件数でし た。ヤングケアラーの疑いも含めての件数人数ですが、ヤングケアラーの情報を把握して います。把握をした情報については、アセスメントシートをもとに情報収集を行っていま す。例えば学校に登校できていれば学校で見守りをしていただき、何か異変があった時に 子育て支援課と情報連携をして対応に当たります。また、ヤングケアラーという言葉をご 存知でない方も多いと思いますので、まずはヤングケアラーという言葉と、どういう状態 がヤングケアラーなのかを市民の方に認識していただくよう情報発信に努めています。中 学校までは市の職員が巡回できますが、高校生になると市外にも通学するようになり、巡 回することがなかなかできません。そのような中で、今年度に高校生等世帯応援給付事業 で、ヤングケアラーについての説明チラシを高校生の年代がいる全世帯に送付し周知を行 うことができました。市としての具体的な支援施策については今のところありませんが、 兵庫県においてヤングケアラーの電話相談窓口や食事に困っておられる方に配食サービス を紹介する支援を行っています。

意見

現在、保育園・認定こども園には外国人の入所が増えてきています。日本語が難しいことやそれぞれの国の文化の違いから、なかなか意思疎通が難しいと思います。ポケトークの活用もいいと思いますが、園としては外国語が分かる方に1年に1回でも園に来ていただき、その子どもや保護者が分かるように支援していただければと思います。

意見

市の職員の方々が児童虐待防止ネットワーク(オレンジネットワーク)事業として、各学校を巡回するなど努力されていますが、教育委員会とも連携してより進んだ具体的な施策を出していただければと思います。

意見

乳幼児のいる在宅のお母さんの居場所づくりの支援をしています。これからは、もっと 行政とNPO法人が連携し合い、何か起きてからではなく予防として一緒に何か支援をし ていただければと思います。

意見

現在、2歳の女の子の子どもがこども園に通っています。園での様子もよく教えていただき、お世話になっていますが、園の先生に「男の子の遊びが好きだね」と言われたこと

がありました。別にどんな遊びでも構わないのではないかと思いました。

今、授乳を続けていますが、それを園の先生に「授乳はやめた方がいいのでは」と何回か言われたことがあります。ただ、今の時代、授乳を続けることについて問題はないと言われています。その辺の知識をもう少しアップデートして欲しいと思います。

7 閉会あいさつ

副会長

こんばんは。本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。こども家庭庁が発足される中、今後も国と連携を密にとっていただき、地域の各団体の方も市と連携しながら、これからの子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくりにご尽力していただきますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。